(ﾛ)　割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号（第三京浜道路）及び一般国道１号（横浜新道）と横浜市道高速１号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号（横浜横須賀道路）と横浜市道高速２号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ﾊ)　実施する期間

平成28年４月１日から平成38年３月31日までの間とする。

(7)　ＥＴＣ路線バス割引については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限り、かつ、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ﾛ)　割引率

39％以下とする。

二．割引相互間の適用関係

(1)　上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔４〕に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔４〕に定める他の全ての割引を適用する。

(2)　障害者割引又はＥＴＣ路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

(3)　上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(ｲ)　重複適用の有無

○…適用あり

―…重複し得ない

	環境			
大口	○	大口		
流入	○	○	流入	
湾岸	○	○	―	湾岸

(注)　「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引を指す。

(ﾛ)　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

三．消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一．(1)、(3)、(5)及び(6)に定める割引を適用した額（記(1)及び記(3)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

〔５〕　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成77年９月30日までとする。

〔６〕　その他

一．乗継について

首都高速道路を通行してきたＥＴＣ車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ＥＴＣシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを１回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを１回の通行とみなす。

二．実施期日

この公告に係る料金の額及び徴収期間は、特に定める場合を除き、平成28年４月１日から実施する。

別添１

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定　義
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条の軽自動車
	ロ　小型特殊自動車	法第３条の小型特殊自動車
	ハ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普　通　車	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が１のもの